

# 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進める上で、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

## 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- a. 企業間の連携（取引先や協力会社との信頼関係を基盤に、情報共有の促進や相互理解を深めることで、品質の向上、安定的な供給体制の構築、業務効率化に取り組んでいます。）
- b. IT 実装支援（取引先や協力会社の業務効率化に向け、施工管理や書類作成等におけるIT導入・活用を支援し、サプライチェーン全体の生産性向上に取り組んでいます。）
- c. グリーン化の取組（省エネルギー設備や低燃費・低排出型建設機械の導入、資材や燃料の効率的な使用により、事業活動に伴う環境負荷の低減に努めています。）
- d. 健康経営に関する取組（社員とその家族の健康が、良い仕事と地域社会への貢献につながると考えています。日々の現場での安全確保はもちろん、心と体の健康づくりにも目を向け、無理なく、長く働く職場づくりを進めています。）

## 2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

## 3. その他（任意記載）

当社は、公正で透明性の高い取引を基本とし、下請法や関連法令を遵守するとともに、取引先や協力会社との誠実な対話を重視しています。

災害時や緊急時においては、地域企業との連携を図り、迅速かつ柔軟な対応に努めることで、地域社会の安全・安心の確保に貢献します。

2022年10月11日  
(2026年1月8日更新)

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

\_\_\_\_\_  
八木建設株式会社  
企 業 名  
\_\_\_\_\_  
代表取締役 八木 健造  
役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。